

「博物館の原則」・「博物館関係者の行動規範」改定私案

東京都歴史文化財団事務局

佐々木 秀彦

はじめに

この報告書の前段として『日本の博物館のこれからⅡ—博物館の在り方と博物館法を考える—』を刊行した。この中で「博物館関係者の倫理規程 国内外と類縁機関の現状」（以下、「前稿」とする）で、倫理規程の現状と、国内外の変化、新たな動向を報告した。

前稿では日本博物館協会による「博物館の原則」・「博物館関係者の行動規範」（以下、「原則」「行動規範」とする）を具体的にどう改定するか、次の課題として先送りにした。これをうけて本稿では、「原則」「行動規範」を具体的にどう改定するか、私案として提示する。私案の作成においては、本報告書にかかわる研究懇談会のメンバーから有益な助言をえた。ここに記して感謝申しあげたい。

なお、現行の「博物館の原則」「博物館関係者の行動規範」はつぎのとおりである。

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活

動し、成果を評価し改善を図る。

5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

博物館関係者の行動規範

行動規範 1 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

行動規範 2 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

行動規範 3 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかかわる人と収蔵品の安全確保を図る。

行動規範 4 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

行動規範 5 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取り組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動規範 6 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範 7 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動規範 8 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

行動規範 9 発信・連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

行動規範 10 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、ICOM（国際博物館会議）の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規

範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

取り入れるべき新たな要素

前稿では、「原則」「行動規範」を改定するさいに参照すべき国内外の動向を紹介した。具体には以下のとおりである。

○国際的な動向

with コロナ・post コロナ、SDGs 持続可能な開発目標（2015年）、ユネスコ「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年）、ICOM・OECD「文化と地域発展」（2019年）、ICOMによる博物館の定義見直し（2019年）

○国内の動向

障害者差別解消法（2016年施行）、文化芸術基本法（2017年）・文化芸術推進基本計画（2018年）、文化財保護法の改定（2018年）、文化観光推進法（2020年）

これらからの動向をうけ、「原則」「行動規範」に新たに取り入れるべき要素はなにか。以下にあげる。

- ・「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGs、ユネスコ勧告）
- ・幸福な状態（ウェルビーイング）に貢献（ICOM・OECD、ICOM 新定義案）
- ・観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携（文化芸術基本法、文化観光推進法）
- ・社会課題に向き合い、解決へ寄与（文化芸術推進基本計画）
- ・平等な権利とアクセスをすべての人々に保証、多様な利用者への合理的配慮（障害者差別解消法）

・デジタル化・オンライン化の推進によるリアルとバーチャルによるハイブリッド・ミュージアムの促進（コロナ対応）

さらに、前稿でも紹介した全国美術館会議「美術館の原則」・「美術館関係者の行動指針」（2017年）とイギリス博物館協会「博物館の倫理規程」（2015年）から、

・表現の自由、知る自由を保障、企画制作・解釈の一貫性

をとりあげたい。さいたま市三橋公民館九条俳句事件やあいちトリエンナーレ2019「表現の不自由展」展示中止事件が、全国あるいは国際的な事件として注目された。これらに象徴されるように、主催者及び利用者の表現の自由が侵害される事件が芸術文化施設をめぐる頻発しているからだ。

原則・行動規範のスタイル

現行の「原則」「行動規範」は、施設の原則と関係者の規範の10の項目が一対一対応して、内容はほぼ重なっている。原則と規範とも、すべきことの羅列で項目間の関係や構造がみえない。改定するとしたら、「原則」は、博物館はそもそものような機関であるのかを端的にしめし、それにもとづいて「行動規範」は関係者の責務・姿勢を提示すると整理してはどうか。

まず「原則」では、博物館は

- ①何をすべき機関なのか（固有の役割）
- ②社会にどんな貢献ができるか（存在理由）
- ③持続して公益を増進するにはどうすべきか（持続可能性）

を端的にのべる。そして、この3点にかかわる行動規範をあげていく。

現在の「行動規範」は、表題が「貢献」「尊重」「設置」等々と一言だけで、そのことがらをどうとらえるか、方向性がみえない。あるべき姿を示

唆する表現がのぞまれる。記憶しやすいまとめ方で、つねに参照できるような言い方がふさわしい。

また、個々の規範は、何を遵守すべきが端的に表現することがのぞましい。一方で、端的にしめすと「原則」「行動規範」の文言のもつ意味合いや背景がわからない。館種別の解釈、より詳しい業務手順等も、あわせてつたえていく必要がある。

博物館協会のウェブサイトでは、規範の各項目の考え方や解説をしめしている。また、全国美術館会議や日本図書館協会は解説付きの冊子をつくり、配布あるいは販売している。普及のためにこうした取組みがもとめられる。

博物館の原則と関係者の行動規範の改定私案

以上のような内容面と形式面の論点をうけて、今後、改定を検討する材料として以下のような私案を提示したい。

○博物館の原則

博物館は、以下の原則に従って活動する機関である。

【原則1「うけつぐ」 文化の継承】

博物館は、社会から託された責務として、文化・環境を守り、過去から現在、未来へ橋渡しをする。

【原則2「わかちあう」 文化の共有・創造】

博物館は、学術と文化の共有・創造を通じ、地球環境の保全と社会の発展に貢献する。

【原則3「いとなむ」 持続可能な経営】

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことで公益の増進を図る。

○博物館関係者の行動規範

博物館の関係者とは、設置者を構成する者、博物館の職員、ボランティア、委託事業者、連携協力先等の博物館に携わるすべての者をいう。博物

館に携わる者は、以下の規範を遵守して博物館の公益性を最大限に発揮する。

【原則1「うけつぐ」文化の継承】

規範1. 体系的なコレクションの形成

1・1 地球・人類の営みの証しとなる資料と情報を、過去から現在、未来へ橋渡しをすることを、社会から託された責務と自覚する。

1・2 資料・情報の多面的な価値と人びとの権利を尊重して、体系的にコレクションを形成する。

規範2. 資料保存・保全の永続性

2・1 所管する資料を永続的に保存・保全し、生きた資料の福祉に配慮し、未来に継承する。

2・2 資料を処分することは、長期的なコレクションの充実をはかるため真に不可避である場合のみとし、関係者の合意のもとに、適正な手続きを踏まなければならない。

規範3. 信頼性の確保・学術研究への貢献

3・1 博物館活動の基盤となる資料等の調査研究に取組み、正確な情報を提示して社会の信頼に応える。

3・2 調査研究により、学術研究の進展に貢献する。

【原則2「わかちあう」文化の共有・創造】

規範4. 価値の共有・創造

4・1 博物館が蓄積した資料や調査研究の成果を人類共有の財産として、展示や教育普及活動、デジタルコンテンツの活用などによって人びとと広くわかちあう。

4・2 独自の着眼点による企画（キュレーション）により、新たな価値の発見・創造に努める。

規範5. 権利の保障と一貫性の維持

5・1 日本国憲法に定められた国民の表現の自由、知る権利を保障し支える。

5・2 調査研究にもとづく企画・解釈の一貫性を保つため、博物館活動への不当な干渉を排する。

規範6. アクセス保障と幸福度への貢献

6・1 世界中のあらゆる人の利用可能性（アクセス）を保障するため、多様な利用者に応じて合理的配慮を行う。

6・2 多様性を認める社会の実現に寄与し、人びとが幸福な状態（ウェルビーイング）であることに貢献する。

規範7. 連携による社会課題対応

7・1 人びとや地域社会に働きかけ、他の機関等と手を携え、社会に貢献する。

7・2 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野と有機的に連携し、社会課題に向き合う。

【原則3「いとなむ」持続可能な経営】

規範8. 基盤の確保と効果の増進

8・1 設置目的・使命を達成するため財源、人員、施設等の活動基盤の確保に努め、人と収蔵品の安全を確保する。

8・2 使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価して改善を図り、効果を高める。

規範9. 研鑽による向上

9・1 業務の遂行において最善を尽くすとともに、博物館学研究や研修等を通じて、専門的な知見の増進、技能の向上に努める。

9・2 自らの知識や経験、技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動の充実を図る。

規範10. 規範遵守による自律

10・1 関連法規を理解し、遵守する。「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動し、ICOM（国際博物館会議）倫理規程や関連する分野の倫理や規範を尊重する。

10・2 予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し、関係者とともに解決を図る。

今後の検討

「原則」「行動規範」を今後どのように検討していくか。実際に改定するとなると、日本博物館協会が調査研究委員会等をもうけて検討することになるだろう。今回提示した私案を検討材料のひとつとして活用していただければ幸いだ。

検討のさいには、国内外の博物館界の動向を視野にいれる必要がある。着目すべきは、文化審議会博物館部会の動きだ。部会に2021年2月に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」が設置された。ワーキンググループでは、博物館法改正を視野に検討している。2021年3月に中間報告、5～6月にまとめ報告をする予定である。

法改正がおこなわれるのであれば、博物館の定義、登録基準、望ましい基準も検討することになる。これらは「原則」「行動規範」に密接に関係する。また同時に、「原則」「行動規範」の改定には美術、歴史、科学、動物水族などの館種別の団体との意見交換も必要だ。

国際的な動向となれば、ICOMの博物館の定義の見直しを注視しなければならない。博物館の定

義の見直し案は、2019年のICOM京都大会で提起されたが、決定は延期された。これをめぐってICOM会長や理事の辞任をへて、検討委員会を刷新して検討をしておしている。2022年のプラハ大会で決定する予定だ。あわせてICOM倫理規程の見直しの動きにも注目したい。倫理委員会が常置の国際委員会として設置され検討を開始している。

こうした一連の動きをみきわめてからということになれば、「原則」「行動規範」の見直しを本格的に検討できるのは、ICOMプラハ大会がおわる2022年秋以降ということになる。全国博物館大会で提起、意見交換し、最速でも2023年に開催される理事会で議決ということになるだろう。

前稿でも記したように、改定にあわせて、博物館協会内、あるいは館種別の団体と連携して、常置の委員会等の設置を考える必要がある。また、課題に応じたより詳しいガイドラインや実務手順書の作成、館種別の行動規範の制定等にも取り組む必要がある。

こうした動きを見こしつつ、今からできる検討は継続してゆきたい。

